

令和2年度 第2回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和2年5月13日（水）午後3時00分～午後4時20分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西 本 吉 生
教育長職務代理者 石 橋 常 男
委員 村 田 年 宏
委員 植 田 宏 和

■ 欠席委員 委員 上 村 恵 子

■ 説明員 教育次長 竹 谷 秀 俊
学校教育課長 竹 谷 正 則
生涯学習課長 南 和 昇
学校教育指導主事 浅 田 平 詔

■ 事務局 教育次長 竹 谷 秀 俊
学校教育課課長補佐 城 野 成 子
学校教育指導員兼社会教育指導員
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

■ 議事日程

日程1 議事録の承認

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 会期の決定

日程4 諸般の報告について

日程5 議案第2号 令和2年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認
に係る専決処分の承認について

議案第3号 令和2年度相楽東部広域連合立学校評議員の委嘱に
係る専決処分の承認について

議案第4号 令和2年度相楽東部広域連合立学校給食センター運
営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第5号 相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委
嘱に係る専決処分の承認について

日程6 議案第6号 相楽東部広域連合立学校における学校運営協議会の

設置等に関する規則の制定について

日程 7 その他

■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和2年度第2回定例教育委員会を開会いたします。

上村委員から欠席の届が出ています。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。第1回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。お目通しいただいていると思います。議事録について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。質問等のある方は挙手を願います。

(各委員よりないとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、村田委員にお願いします。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

異議なしということですので、本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、諸般の報告を行います。

会議資料では、教科書採択の件が1番になっていますが、その前に、私の方から1件報告をさせていただきます。和東小学校における文書紛失の件についてです。これにつきましては、事前に教育委員さんにも資料を送っています。見ていただいていると思いますが、若干付け加えて説明させていただきます。毎年3月末、保育所から保育要録が送ってきます。小学校からでしたら指導要録の抄本を中学校に送るわけですが、その保育所パターンです。そのコピーを3月30日に保育所から和東小学校が受け取りました。内容はそこにも書いてありますが、保育要録というのは児童名や保護者名、保育園での生活の様子等が記載されているものです。学校は、そのコピーに基づいて児童の指導要録を作るということになっております。事案の経過のところにもありますように、保育園から要録のコピーを教頭が受け取ったのですが、そのまま机の上に、重要文書保管庫等に保管すればよかったのですが、机の上に3日から4日間そのままにしてありまして、保管がきちりできてなかったのが一つあります。実際には、4月17日になって、1年生の担任が児童の指導要録を作ろうと思って保育園から来ているのを出してくださいとなり、教頭が保管庫に入れ

たはずなのでと保管庫に行ったら無かったということで、そこから1週間程、全教職員で校内の各箇所を探しましたが見つかりませんでした。もちろん、この期間は子どもが来ておりませんので、子どもが職員室に入ってどうのこうのということは全くありません。また、部外者が来てどうのこうのもないわけですから、基本的には外には出ていないということで、職員室内で無くなったということで、校長は、書類整理の際に誤って処分したもののというふうに判断をしたということです。取りあえず、対応として、和東保育園と木津川市のこども園から新1年生が来ておりますので、新1年生の保護者宅を校長と教頭が説明して謝罪に回りました。これが4月30日です。それから保育園に要録のコピー再発行を依頼しました。普通でしたら2年生から6年生までの保護者を集めて説明会を開くのですが、この時期は保護者を集めてという訳にもいきませんので、文書を持って教職員が手分けをして各家庭にポスティングを行ったということです。教育委員会としましては、連合議会へ報告、そして、和東小学校ですから和東町議会議長にも報告をして、今日、報道関係にこの資料に基づき記者発表したという形になっております。午前11時にファックスを入れたところ、すべての報道機関から問い合わせがありました。明日の朝刊でということで、今に至っているということです。保護者の反応ですが、1年生の家庭訪問については、特に、厳しい指摘というのはありませんでした。それから2年生から6年生の保護者についても、今日まで問い合わせ並びに苦情は無いというところですが、もちろん、学校にも文書管理規定というのが当然ありまして、これに基づいて、教育委員会も含めまして文書管理をきちりするように言っているところです。本当にあってはならないことが起こったということです。幸い、直接、子どもや保護者に対する被害というのはいりませんが、今回、一番大きいのは地域や保護者の信頼を無くすという、ここが一番大事なところですので、これについては再度心を入れ替えて、校長会等でも指導しながら、もちろん、教育委員会の姿勢も正していきたいというふうに考えております。そういうことで教育委員さんにもご迷惑をおかけしますが、よろしく願います。この件について、何かご質問等ありますか。よろしいですか。和東町の教育委員さんには、こんなことがあったらしいなということで聞かれるかもしれませんが、よろしく願います。

(村田委員から分かりましたとの声あり)

西本教育長

続きまして、資料に基づいて諸般の報告を行います。1番は、私から報告します。

1番、令和2年度第1回山城教科用図書採択地区協議会についてです。4月27日の教育長会会議の後で行われました。今回の採択地区協議会は、教科用図書選定の会議ではありませんから、教育長のみ出席で開催されました。去年が小学校の教科書の採択で、令和2年度(今年)は中学校の教科書の採択になります。採択地区協議会の事務局ですが、会長が城陽市の教育長、副会長が広域連合と八幡市の教育長になります。連合は、前々回に会長をやったところですが、もう回ってきております。27日の会議で確認したのは、令和元年度の決算と本年度の予算です。日程としましては、5月21日に役員と調査

員の合同会議が始まり、調査員会議が5月下旬から7月上旬にかけて、そして7月に採択地域協議会が開催されます。関連して、ここで決めていただきたいと思うのですが、採択委員は教育長と教育委員から1名出ていただくことになっております。採択地区協議会規約の第5条を見てください。「委員は、次に掲げる者をもって充てる。」となっております。まず、(1)が、「関係市町等教育委員会の教育長」です。(2)が、「関係市町等教育委員会がそれぞれ指名する関係市町等教育委員会の委員それぞれ1名」となっております。だから、各市町から教育長と委員1名、この2名が採択委員となります。昨年度は、小学校の教科書採択でしたので村田委員に出ていただきました。今年度は、中学校になるのですが、委員の中から1人、協議会委員を決めていただきたいと思えます。どのようにさせていただきますでしょうか。石橋委員さん、どうですか。

石橋委員

何回ですか。

西本教育長

1回です。出るのは1回ですが、中学校は大変です。よろしいですか。

石橋委員

はい。

西本教育長

今年度は、石橋委員さんに採択委員として出ていただきます。よろしいですか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

それでは早速ですが、日程調整が来ておりますので、帰りに見てもらいます。

2番から6番までは、教育次長から報告してください。

竹谷教育次長

2番、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業の延長についてです。こちらにつきましては、4月30日付けの保護者への発出文書を委員の皆さんに送らせていただいています。内容は、臨時休業期間を5月31日(日)までとするものです。ただし、地域の感染状況により登校日の設定、期間の短縮や再延長をすることもありますとしております。2つ目としまして、この間、学習課題の配布と回収を行い、期間中の学習の保障や家庭訪問や電話等で心身の健康状態の把握と心のケアに努め、運動不足やストレス解消に向け、学校施設の開放を行うということです。

3番、令和2年度京都府市町村教育委員会連合会定期総会・研修会の中止(書面による

評決)についてです。5月29日(金)に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮して中止とされました。書面による評決をすることになっています。準備が整い次第、資料が送付される予定です。

4番、令和2年度山城地方教育委員会連絡協議会定期総会及び教育長部会・委員部会合同研修会の中止についてです。例年5月中旬から下旬に開催されていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮され中止となりました。

5番、令和2年度の「連合の教育」研究会の開催についてです。5月15日の金曜日、午後6時から開催予定です。要項を説明させていただきます。目的は、「連合の教育」の充実・発展を志す同人が、互いに切磋琢磨する学習会を通して自らの資質・能力の向上を図り、もって将来の「連合の教育」を担う人材と成ることを目指すものです。研究方針は、学校運営、学校教育の管理、職員の管理・育成等に関する諸課題について研究し、解決の方途を探ると同時に、教育法規、事例についても理解と研鑽を深め、資質の向上を図るとしております。実施日時及び場所は、原則、毎月第2金曜日の午後7時から2時間です。和東町体験交流センターで開催予定です。参加資格は、本会の目的を自覚し、「連合の教育」に対する情熱をもち、併せて「広域連合の教員に求められる5つの力」を身に付けるべく努め、所属校長が推薦する者としております。学習内容は、基本内容と発展内容です。講師は教頭が務め、世話役も務める形です。年間計画は、校長会で承認を受ける形です。8番は運営、9番は、経費です。以上です。

西本教育長

「連合の教育」研究会の具体的な学習内容ですが、今年は教育課題です。例えば、新たな教育課題にどう対応していくかとか、喫緊の課題等もあります。それから、いじめや不登校とか児童生徒に関すること。或いは人権教育。今日的課題としては、学習指導要領やプログラミング、こういうところです。また、学校組織の問題、健康・安全の問題、教育課程、それから教職員の服務に関することなどです。メンバーは、各校のミドルリーダーです。今年は、校長の推薦があった11名が今週の金曜日からスタートします。これは公務という形ではありませんので、その辺りのご理解もよろしく願います。自ら進んで学んでいくというところです。

臨時休業ですが、今もありましたように5月31日までですが、明日、臨時校長会をする予定をしております。今は家庭訪問を中心に、課題を与え、回収して指導というのを中心にしております。動画の教材ですが、今、和東中学校が動画教材を作って、パソコンやスマホで見られるように配信しています。笠置小学校もスタートしました。他の学校も準備を進めております。そんな状況です。なお、5月末日まで2週間ありますから、学校に慣れることも含めて、来週、登校日を2日ほど考えていきたいと思っております。連合の場合は、分かれてやる必要はないと思っております。和東小学校でも120人ほどですから、分散登校をする必要はないと思っております。再来週については、更に登校日を増やそうと思っております。取りあえず、来週、再来週に分けて考えていこうというふうに思っております。府教委の方は、5月一杯まではというところで進めているみたいですが、連合の

場合は、出来れば少しでも前倒しが出来たらなというふうに考えております。と言いますのも、やっぱり子どもは限界が来ているみたいですね。親も大変だと思います。保護者にも両方の意見があります。「学校を再開したら危ない。」「早く学校を再開してくれ。」ということです。そうした声を聞きながら考えていきたいと思っております。いずれにしても、決まりましたら教育委員さんに連絡をさせていただきます。よろしいでしょうか。

(各委員からよろしいとの声あり)

西本教育長

6番と7番は、学校教育課長から報告してください。

竹谷学校教育課長

6番、令和2年度在籍児童・生徒数についてです。本年4月15日現在の各小中学校の児童・生徒数はお配りした資料のとおりとなっております。前回の教育委員会で予定数を報告していましたが、年度末に転出・転入手続きを取られていた家庭があり、和東小学校で2家庭2名の減、南山城小学校で1家庭3名の減、和東中学校で1家庭1名の減、笠置中学校で1家庭1名の増がありました。これにより5校合わせた児童・生徒数は320名となっております。

7番、令和2年度相楽東部広域連合立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてです。学校保健安全法第23条には、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置くものとする定められており、名簿の方々を委嘱しております。敬称を略させていただきます。笠置小学校、学校医 伊左治友子、学校歯科医 小西文昭、学校薬剤師 吉岡美裕。和東小学校、学校医 桐山藤重郎、学校歯科医 持木純子、学校薬剤師 久保順一。南山城小学校、学校医 竹澤 健、学校歯科医 内藤邦夫、学校薬剤師 吉岡美裕。和東中学校、学校医 柳澤 衛、学校歯科医 柿木正行、学校薬剤師 久保順一。笠置中学校、学校医 伊左治友子、学校歯科医 内藤邦夫、学校薬剤師 吉岡美裕。学校ごとに地元や近隣の医師、歯科医師、薬剤師の方々にお願いしており、いずれの方々も昨年度に引き続き就任していただいております。委嘱期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。以上です。

西本教育長

学校医の内科検診は、基本的に6月までにやらないといけないのですが、コロナウイルスの関係で、医師会から今は無理ということで、2学期以降にしてくださいという要望がありました。仕方が無いです。それで、今、検診がストップしています。そうなりますと、プール指導も、事前に検診を受けてプールに入りますので、この検診が無かったらプール指導はどうなるのかということです。本当にコロナに振り回されている状況です。あと教育課程もかなり変更しなければならぬところが出てくると思っております。そういうことで8番の教育課程の編成について、指導主事から報告してください。

浅田学校教育指導主事

8番、本年度の教育課程の編成について説明させていただきます。この教育課程編成届は、通常どおり授業・行事等を実施した場合の計画を示していますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症防止で休業となっていますので、この計画どおりには実施できていません。今後、国、府教委の動向により学校の再開に向けて当然、教育課程を再編成する必要がありますので、各校で準備を進めているところです。1学期の授業開始日、そして、終業日、2学期の始業日、終業日等を確認して再度年間計画を立てることになります。例えば、6月から授業が再開ということであれば、年間授業日数は小学校34日、中学校は35日当初より少なくなります。授業時数で言いますと、小学校は204時間、中学校は210時間、このままでは減少することになります。小学校6年生の国語で言いますと、週5時間授業を実施しますので4月と5月で8週分、約40時間授業が欠けるということになります。中学校3年生の国語で言いますと、週3時間授業を実施しますので、同じく8週分24時間授業が欠けるということになります。これから各校授業時数の確保と行事等の見直しを図りながら計画を再検討してまいります。本年度の特徴的なこととしては、小学校が新学習指導要領の全面実施によりプログラミング教育、特別の教科 道徳、外国語活動、英語科が本格実施となります。本年度は、和東小学校に専科教員として配置された教員が、南山城小学校の3・4年生の理科、笠置小学校の5・6年生の理科、和東小学校の5・6年生の理科を指導し、合わせて小小連携を進めてまいります。全体の計画ですが、連合の教育の重点に則って「広域連合の特性、相楽東部の特性、各校の特性」を活かした「ならでは」の教育を引き続き進め、魅力ある教育活動を展開します。それから、本年度からコミュニティ・スクールを笠置小学校、笠置中学校、南山城小学校に立ち上げますので、合わせて和東小学校、和東中学校には地域・学校協働本部を創設して、一層地域と連携した教育活動を展開してまいります。2年間の研究の成果を発表する連合指定研究発表会ですが、和東小学校が11月19日にキャリア教育、笠置中学校は11月26日に学力向上、南山城小学校は12月7日に国語科で実施いたします。以上です。

西本教育長

今年度は、細かなところを見ていただいてもどうしようもないです。例年でしたら、これで時数から、4月からの学校行事にしてもかなり消化されています。学校が再開されてから再度編成し直すというのが当然必要になってきます。日本教育学会の広田さんが、9月入学どうのこうの、そんなものは無理に決まっていると、それより学習指導要領を見直して、今年度については、1年間の指導内容そのものを整理しないといけないのではというような意見を出されていました。そんなことも含めて、例えば、連合が6月再開になっても夏休み40日間は無理です。教育課程に関する説明ですが、よろしいですか。

9番は、生涯学習課長から報告してください。

南生涯学習課長

9番、新型コロナウイルス感染症対策に係る生涯学習事業の状況についてです。本日、お配りしましたA4版の社会教育事業の5月予定表です。国の緊急事態宣言、京都府の緊急事態措置によりまして、外出やイベントの自粛、それから施設の使用制限が5月31日まで延長されたことに伴いまして、こうした事業の会場となるやまなみホール、それから和東町人権ふれあいセンター、笠置町産業振興会館などが5月末まで使用休止、休館という形になりました。そのため5月に予定しておりました10事業すべてが、コロナウイルス感染防止のため延期とさせていただきます。また、テニス教室の前期の募集をさせていただきましたが、応募が3名ということで、少人数のため保険加入ができないので中止とさせていただきます。後期、9月から11月につきましては、夏頃に募集させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。そのような形で5月の事業は延期になったり中止になったりということで、何か体を動かしていくようなことをしなければと思ひまして、特に児童を対象として、昔遊び、例えば、けん玉とか独楽とかメンコとかが出来るような事業を考えています。おじいちゃんやおばあちゃんに教えてもらって、家の中で体を多少でも動かしてもらおうかなと考えています。あとは6月に入ってからですが、マスク不足が深刻になっていきますので、「手作りのマスク教室」の開催を6月中旬以降に計画していますので、よろしくお願いいたします。それから学校体育館の一般開放ですが、こちらの方も5月31日まで休止しております。グラウンドは開放しています。それから3町村の図書室は、5月7日から開館・開室しております。図書室につきましては、室内の換気や手洗い・手指の消毒、また、人が密集しないような対策を講じております。以上です。

西本教育長

よろしいでしょうか。諸般の報告は、以上です。

日程第5、議案第2号から議案第5号までを一括して議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第2号、令和2年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和2年5月13日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第18条第2項の規定により、各主任を承認する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第2号について説明させていただきます。今年度の各学校における各主任の承認ですが、会議を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行っており、この承認を求めるものです。この専決処分は、教育委員会が承認または決定すべき事項について、緊急

に処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集する時間的余裕がないと認められるときには、教育長がその教育委員会の承認または決定を経ることなく処理することのできる処分のことです。なお、専決処分をしたときは、教育長は次の教育委員会においてこれを報告するとともに、その承認を求めなければならないこととなっております。この議案は、相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第18条の規定に基づき学校長から主任任命承認申請があり、承認を行ったものです。小学校では、教務主任、保健主任、司書教諭を、中学校では、教務主任、保健主任、生徒指導主任、進路指導主任、司書教諭を任命しています。学校ごとに読み上げます。敬称は略させていただきます。笠置小学校、教務主任 西村 亮、保健主任 西村 亮、司書教諭 三柵彰子。和東小学校、教務主任 松本美枝、保健主任 松本美枝、司書教諭 新田祐子。南山城小学校、教務主任 大久保欣浩、保健主任 大久保欣浩、司書教諭 石田智美。和東中学校、教務主任 西山祐也、保健主任 射場 誠、生徒指導主任 谷 健太郎、進路指導主任 春名雅代、司書教諭 栗山智美。笠置中学校、教務主任 松田佳人、保健主任 安見和代、生徒指導主任 奥田大和、進路指導主任 吉松大将、司書教諭 石田直美。以上です。よろしく申し上げます。

竹谷教育次長

議案第3号、令和2年度相楽東部広域連合立学校評議員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和2年5月13日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第23条第3項の規定により、学校評議員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第3号について説明させていただきます。今年度の各学校における学校評議員の委嘱ですが、会議を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行っており、この承認を求めるものです。相楽東部広域連合立学校の管理運営に関する規則第23条の規定に基づき、各学校長から推薦のあった方々を委嘱させていただきました。学校ごとに評議員名を申し上げます。和東小学校、中屋良一氏、西島かよ子氏、西山喜章氏。いずれも継続です。和東中学校、岡田美紀子氏、池尻智恵美氏、馬場正実氏、岡橋聖舟氏。池尻評議員と馬場評議員は新規です。なお、笠置小学校、南山城小学校及び笠置中学校は、本年度から学校運営協議会制度を導入する予定であることから、学校評議員の委嘱に代わり、学校運営協議会委員を任命することになります。以上です。よろしくお願いたします。

竹谷教育次長

議案第4号、令和2年度相楽東部広域連合立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和2年5月13日提出。相楽東

部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校給食センターに係る運営委員会規則第4条の規定に基づき、運営委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第4号について説明させていただきます。給食センター運営委員会委員の委嘱ですが、和東町学校給食センターで次の方々を委員に委嘱しております。敬称は略させていただきます。和東小学校校長 竹花真治、和東中学校校長 岡田善行、和東小学校給食主任 平舘敦子、和東中学校給食主任 前嶋陽亮、和東小学校保護者 前田優子、北澤君香、和東中学校保護者 池尻瑞恵、向井千春、教育委員会委員 村田年宏。以上9名です。委嘱期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっています。以上です。よろしくお願いいたします。

竹谷教育次長

議案第5号、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和2年5月13日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会設置条例第3条の規定に基づき、同委員会委員を委嘱する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第5号について説明させていただきます。いじめ防止等対策委員会委員ですが、12名の方々を委嘱しております。今回、新たに委嘱する方は5名です。継続の方が7名です。委員名簿を読み上げます。保護者として笠置小学校の西口努氏、和東小学校の前田優子氏、南山城小学校の齋藤沙織氏、和東中学校の向井千春氏、笠置中学校の植田宏和氏です。なお、参考ですが、連合いじめ調査委員会設置条例第2条の規定に基づくいじめ調査委員会委員には、連合長より5名の方々を委嘱されております。京都弁護士会の臼井陽子弁護士、相楽医師会の古川裕医師、京都府臨床心理士会の森谷寛之氏、笠置町社会福祉協議会の松本佳恵子氏、京都府社会教育委員の小寺正一氏。こちらの方々は昨年度からの委嘱です。以上です。よろしくお願いいたします。

西本教育長

これより一括して質疑を行います。ご質問等ありましたら挙手願います。
よろしいですか。ご質問ありませんか。

(各委員からないとの声有り)

西本教育長

ご質問がありませんので、これより採決します。採決は1件ごとに行います。

議案第2号、令和2年度相楽東部広域連合立学校の各主任の承認に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第2号は承認されました。

議案第3号、令和2年度相楽東部広域連合立学校評議員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第3号は承認されました。

議案第4号、令和2年度相楽東部広域連合立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第4号は承認されました。

議案第5号、相楽東部広域連合いじめ防止等対策委員会委員の委嘱に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第5号は承認されました。

日程第6、「議案第6号 相楽東部広域連合立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第6号、相楽東部広域連合立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の

制定について。上記の議案を提出する。令和2年5月13日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、相楽東部広域連合立学校に設置する学校運営協議会について、必要な事項を定める必要があるため、本規則を制定するものです。

竹谷学校教育課長

議案第6号について説明させていただきます。地域住民等との連携・協働体制により実施される地域学校協働活動を効果的に実施するには、活動を担う地域住民も、校長が作成した学校運営の基本方針はもとより、学校の現状や課題等を的確に把握し、計画や目標を共有することが大切です。連合管内の学校では、これまで保護者や地域住民の方々から意見を聴く学校評議員制度という仕組みにより、開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきたところです。しかし、この制度は、校長の求めに応じて個々に意見を述べてきたものであり、複数の構成員の合議によって、その意思を決定する「合議体」としての意見ではありませんでした。一方、学校運営協議会制度は、校長の求めに応じて一定の権限と責任をもった合議体として、意見を述べるができるようになるということが大きな違いです。また、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じて、学校と地域が対等な立場で協議するという重要な役割があります。この学校運営協議会制度の導入により、地域住民等がこれまで以上に当事者意識を持って、学校運営に参画してもらうことを通じて、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、地域とともにある学校づくりの実現に向けて、効果的に進めることができます。これらのことを踏まえ、学校評議員制度を段階的に発展させながら、学校運営協議会制度にスムーズに移行させていく必要があると考えています。今回、制定する規則は20条からなり、第1条は趣旨で、提出の理由で申し上げたとおりです。第2条は協議会の目的です。協議会は、保護者及び地域住民等の学校経営への参画を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とするというものです。第3条は、学校運営協議会を設置する学校の指定に関する事項で、その指定期間は2年間とし、再指定ができるとなっています。ただし、最初の指定は、今年度の途中から翌年度の3月31日までとなります。第4条は所掌事項で、教育目標及び学校運営に関すること、教育課程の編成に関すること等について、協議会の承認を得ることとなります。第5条は意見の申出です。第1項は、「協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。」となっています。第2項は、「設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。」となっています。この場合において、当該職員が府費負担教職員であるときは、教育委員会を経由することになります。第6条は、運営に対する評価で、「協議会は、適切な時期及び方法により評価を行う。」としております。第7条は、保護者や地域住民の運営への参画の促進及び情報発信や意見聴取に関する規定です。第8条は、委員の任命です。人数は8名以内とし、任命区分を定めています。第9条は、委員の任期です。任期は2年と

し、再任を妨げないとするものです。第10条は、守秘義務等を定めております。第11条は、委員の解任に関する規定です。第12条は、会長、副会長の選出に関する規定です。第13条は、会議の招集、開催のための出席人数の要件や議決の要件を定めるとともに、委員以外の者の会議への出席を求める規定となっています。第14条は、会議の公開を定めるものです。第15条は、部会等の設置に関する規定です。第16条は、運営に必要な事項を定めることができる規定です。第17条は、協議会への指導及び助言に関する規定です。第18条は、協議会を設置する学校の指定の取消について規定しています。第19条は、協議会の庶務について、第20条は、前条までに定めるもの以外の協議会の運営に必要な事項は、教育長が定めるとするものです。附則ですが、この規則の施行日は、公布の日からと定めるものです。なお、経過措置として、今年度の途中に任命する委員の任期は、令和4年3月31日までとするものです。以上です。よろしくお願いいたします。

西本教育長

今年、新たに取り組む学校運営協議会です。いわゆるコミュニティ・スクールです。その根拠となる規則の制定についてお諮りするものです。これより質疑を行います。ご意見ご質問等ありましたら挙手願います。

石橋委員

この学校運営協議会の設置をもって学校評議員に変えるという形になるのですか。

竹谷学校教育課長

はい。

石橋委員

各校が設置する学校運営協議会の委員は8名以内ということですが、この8名という人数は、多すぎるような気がするのですが、この8名というのはどういう根拠ですか。

稲垣学校教育指導員兼社会教育指導員

近隣の市町の学校において、実際に学校運営協議会を設置されているところがありますので、その状況を参考にしております。ちなみに第8条の委員任命の区分ですが、(1)から(5)まで規定しており、そういう近隣の設置例を申し上げますと、保護者が2名、地域住民が2名、学識経験者が1名、設置校の教職員が2名、そして教育委員会が適当と認める者が1名という人数で、任命されているようです。本連合におきましても、取りあえず8名以内ということで、この人数が適当ということで規定をしております。

西本教育長

8名以内ということですが、学校評議員の3人か4人に比べますと、少し多いかなと思いますが、実際に設置している学校は、だいたい8名くらいです。以前、コミュニティ・ス

クールの説明をさせていただいたときに、前教育委員さんが意見の申出のところで心配されておられたのが第5条の関係です。第5条の第2項です。「協議会は、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、職員の任命権者に対して意見を述べるができる。」云々というところです。これに関しまして、近隣市町に聞いてみますと、特にそうした事例はないというふうに聞いております。ほかどうですか。

村田委員

学校運営をスムーズにし、子どもの成長を促すような組織、取組を前提としながら、第8条の委員の任命というところを、学校長と教育委員会が緊密な連携のもとに委嘱していくということが非常に大事になってくると思います。

西本教育長

委員の任命につきましては、この規則の第8条第2項により、基本的には、設置校の校長が委員を推薦することになります。その推薦された委員を教育委員会が任命することになります。よろしいですか。

稲垣学校教育指導員兼社会教育指導員

お手元に地方教育行政の組織及び運営に関する法律のコピーをお配りさせていただきました。これが本規則を定める根拠となる第47条の5です。第10項まで規定されている国の法律です。第6項と第7項を見てください。第6項、「学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるができる。」ということで、この法律の規定に基づき、本規則の第5条を定めています。第7項では、「学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員であるときは、市町村教育委員会を経由するものとする。」と規定されています。この法律の規定に基づき、本規則の第5条第2項を定めています。ちなみに、教職員の採用に関して意見を述べるという規定がない市町等がありますが、こうした規定がなかったとしても、法律に基づいて意見を述べるができるということです。従って、連合の場合は、府費負担教職員の採用に関して意見があれば教育委員会を経由するというので、こういう規定を定めております。

西本教育長

地教行法に基づいて制定された規則ということですので、よろしく申し上げます。
よろしいでしょうか。ほかありませんか。

(各委員から特にないとの声有り)

西本教育長

これより採決します。

「議案第6号 相楽東部広域連合立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第6号は承認されました。

早速ですが、この規則の第3条に基づきまして、笠置小学校、南山城小学校及び笠置中学校を指定していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

日程第7、その他です。事務局から説明してください。

竹谷教育次長

その他です。1番、諸報告（送付済）事項の①から⑩までは、事前にお手元に郵送させていただいております。2番、次期定例教育委員会の開催日程（案）です。6月10日の水曜日、午後3時から、この会議室ということで案を示させていただいております。ご都合はいかがでしょうか。

(教育長、委員により「6月の定例教育委員会の日程」を協議する。)

西本教育長

次期定例教育委員会は、6月10日の水曜日の午後3時から開催します。

以上で、令和2年度第2回定例教育委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

〈午後4時20分閉会〉

— 了 —